

伊勢市告示第 18 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

平成 29 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 29 年 3 月 24 日（金）午後 5 時
- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号  
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室
- 3 付議すべき事件  
議案第 1 号 平成 29 年度伊勢市岡本町財産区予算  
議案第 2 号 平成 28 年度伊勢市岡本町財産区補正予算（第 1 号）

伊勢市告示第 19 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
柏町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により  
告示します。

平成 29 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 西 正 幸

伊勢市柏町 423 番地 1

変更後 森 孝 司

伊勢市柏町 554 番地 1

## 伊勢市告示第 20 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 51 条の 20 第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 28 第 1 項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、障害者総合支援法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号及び児童福祉法第 24 条の 37 第 1 号の規定により、次のとおり告示します。

平成 29 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 記

- 1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 合同会社 grateful  
所在地 伊勢市楠部町 124 番地 8
- 2 事業所の名称及び所在地  
名称 相談支援センター ほっと hand  
所在地 伊勢市楠部町 124 番地 8
- 3 指定の年月日 平成 29 年 4 月 1 日
- 4 指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類  
計画相談支援  
障害児相談支援
- 5 事業の主たる対象者  
特定なし

6 事業所番号

特定相談支援 2430800868

障害児相談支援 2470800216

## 伊勢市告示第 21 号

### 兼用工作物管理協定の締結について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 20 条第 1 項の規定に基づき市道中村 12 号線、五十鈴公園園路及び五十鈴川右岸堤防との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しましたので、同条第 6 項の規定により告示します。

なお、関係図書は、伊勢市都市整備部維持課に備え置いて一般の縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 道路の種類及び名称  
市道 中村 12 号線
- 2 道路の位置  
伊勢市中村町字漆シ 1342 番 5 地内から同市中村町字漆シ  
1344 番 6 地内まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び住所
  - (1) 公園管理者 三重県知事 鈴木英敬  
津市広明町 13 番地
  - (2) 河川管理者 三重県知事 鈴木英敬  
津市広明町 13 番地
- 4 他の工作物の管理者が行う管理の内容
  - (1) 公園管理者

公園進入路の路面等専ら公園進入路の用に供される部分の新設、改築、維持又は修繕

(2) 河川管理者

道路専用施設及び公園専用施設以外の河川区域内の部分の新設、改築、維持又は修繕

5 管理の期間

平成 29 年 3 月 8 日から当該施設の存続する日まで

## 伊勢市告示第 22 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、平成 29 年度分の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 縦覧期間

平成 29 年 4 月 3 日（月）から 5 月 1 日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のそれぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時までとする。

### 2 縦覧場所

伊勢市総務部課税課

## 伊勢市告示第 23 号

### 道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	小俣 10 号線	小俣町宮前 597 番地先から 小俣町宮前 599 番 1 地先まで	旧	4.3～4.9	83.8
			新	4.3	72.1



伊勢市告示第 24 号

平成 29 年 3 月 27 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 28 年度補正  
予算の要領は、次のとおりです。

平成 29 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 平成28年度 伊勢市一般会計補正予算（第4号）

平成28年度 伊勢市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1,202,404千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、51,612,099千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

- 第2条 継続費の廃止及び変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第4条 債務負担行為の廃止及び変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第5条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		16,510,000	30,000	16,540,000
	1 市民税	7,354,000	△100,000	7,254,000
	2 固定資産税	6,628,953	114,000	6,742,953
	3 軽自動車税	313,000	10,000	323,000
	4 市たばこ税	801,047	△10,000	791,047
	6 都市計画税	1,392,000	16,000	1,408,000
2 地方譲与税		320,001	10,000	330,001
	1 地方揮発油譲与税	90,000	10,000	100,000
3 利子割交付金		25,000	△5,000	20,000
	1 利子割交付金	25,000	△5,000	20,000
4 配当割交付金		150,000	△50,000	100,000
	1 配当割交付金	150,000	△50,000	100,000
5 株式等譲渡所得割交付金		160,000	△60,000	100,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	160,000	△60,000	100,000
6 地方消費税交付金		2,250,000	△200,000	2,050,000
	1 地方消費税交付金	2,250,000	△200,000	2,050,000
8 自動車取得税交付金		60,000	15,000	75,000
	1 自動車取得税交付金	60,000	15,000	75,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		73,000	7,172	80,172
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	73,000	7,172	80,172
10 地方特例交付金		60,000	10,252	70,252
	1 地方特例交付金	60,000	10,252	70,252
11 地方交付税		9,910,000	612,548	10,522,548
	1 地方交付税	9,910,000	612,548	10,522,548
12 交通安全対策特別交付金		19,000	△1,978	17,022
	1 交通安全対策特別交付金	19,000	△1,978	17,022
13 分担金及び負担金		996,765	△56,349	940,416
	1 負担金	996,765	△56,349	940,416

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		380,285	△487	379,798
	1 使用料	321,465	744	322,209
	2 手数料	58,820	△1,231	57,589
15 国庫支出金		7,459,389	△485,252	6,974,137
	1 国庫負担金	5,592,204	△122,001	5,470,203
	2 国庫補助金	1,828,226	△355,498	1,472,728
	3 委託金	38,959	△7,753	31,206
16 県支出金		3,130,971	△63,543	3,067,428
	1 県負担金	1,907,785	9,177	1,916,962
	2 県補助金	939,521	△51,993	887,528
	3 委託金	283,665	△20,727	262,938
17 財産収入		108,056	6,716	114,772
	1 財産運用収入	87,838	△556	87,282
	2 財産売却収入	20,218	7,272	27,490
18 寄附金		60,002	16,984	76,986
	1 寄附金	60,002	16,984	76,986
19 繰入金		2,421,427	△1,472,668	948,759
	1 基金繰入金	2,421,427	△1,472,668	948,759
20 繰越金		345,638	650,119	995,757
	1 繰越金	345,638	650,119	995,757
21 諸収入		723,669	276,782	1,000,451
	1 延滞金、加算金及び過料	50,000	55,000	105,000
	2 市預金利子	1,000	△303	697
	3 貸付金元利収入	21,127	△8,000	13,127
	4 受託事業収入	327	26	353
	5 雑入	651,215	230,059	881,274
22 市債		7,638,300	△442,700	7,195,600
	1 市債	7,638,300	△442,700	7,195,600
歳入合計		52,814,503	△1,202,404	51,612,099

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		358,849	△2,145	356,704
	1 議会費	358,849	△2,145	356,704
2 総務費		4,458,618	△63,619	4,394,999
	1 総務管理費	3,538,058	△18,629	3,519,429
	2 徴税費	523,831	△12,517	511,314
	3 戸籍住民基本台帳費	227,570	△10,119	217,451
	4 選挙費	116,749	△22,084	94,665
	5 統計調査費	19,929	△152	19,777
	6 監査委員費	32,481	△118	32,363
	3 民生費		19,055,090	△362,695
	1 社会福祉費	5,978,933	10,226	5,989,159
	2 老人福祉費	3,972,457	△92,991	3,879,466
	3 児童福祉費	6,713,359	△204,894	6,508,465
	4 生活保護費	2,297,984	△70,424	2,227,560
	5 人権政策費	76,185	△2,539	73,646
	6 国民年金事務費	16,172	△2,073	14,099
4 衛生費		6,173,296	90,815	6,264,111
	1 保健衛生費	4,374,246	149,990	4,524,236
	2 清掃費	1,799,050	△59,175	1,739,875
5 労働費		65,354	△3,174	62,180
	1 労働諸費	65,354	△3,174	62,180
6 農林水産業費		1,086,848	△173,652	913,196
	1 農業費	915,655	△168,859	746,796
	2 林業費	37,588	△2,543	35,045
	3 水産業費	133,605	△2,250	131,355
7 商工費		430,234	△15,191	415,043
	1 商工費	430,234	△15,191	415,043
8 観光費		594,917	△20,589	574,328
	1 観光費	594,917	△20,589	574,328
9 土木費		5,821,597	△783,030	5,038,567

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 土木管理費	461,088	△3,968	457,120
	2 道路橋梁費	1,792,392	△435,308	1,357,084
	3 河川費	409,825	△28,572	381,253
	4 港湾海岸費	28,016	△8,239	19,777
	5 都市計画費	2,838,161	△282,599	2,555,562
	6 住宅費	292,115	△24,344	267,771
10 消防費		2,482,481	△8,983	2,473,498
	1 消防費	2,482,481	△8,983	2,473,498
11 教育費		6,743,782	201,684	6,945,466
	1 教育総務費	1,049,058	△3,881	1,045,177
	2 小学校費	647,308	253,417	900,725
	3 中学校費	3,095,994	7,735	3,103,729
	4 幼稚園費	148,893	△10,458	138,435
	5 社会教育費	731,914	△32,730	699,184
	6 保健体育費	1,070,615	△12,399	1,058,216
13 公債費		5,482,300	△61,825	5,420,475
	1 公債費	5,482,300	△61,825	5,420,475
歳 出 合 計		52,814,503	△1,202,404	51,612,099

## 第 2 表 継 続 費 補 正

廃 止

款	項	事業名	総額 (千円)	年 度	年割額 (千円)
9 土木費	2 道路橋梁費	道路改良事業	380,000	平成 28 年度	285,000
				平成 29 年度	95,000
	5 都市計画費	高向小俣線整備事業	259,987	平成 28 年度	14,931
				平成 29 年度	245,056

変 更

款	項	事業名	区分	総額 (千円)	年 度	年割額 (千円)
10 消防費	1 消防費	避難所等整備事業	補正前	147,000	平成 27 年度	50,000
					平成 28 年度	97,000
			補正後	145,000	平成 27 年度	50,000
					平成 28 年度	95,000
11 教育費	2 小学校費	神社小学校・大湊小学校 統合校整備事業	補正前	152,633	平成 28 年度	61,054
					平成 29 年度	91,579
			補正後	121,763	平成 28 年度	41,202
					平成 29 年度	80,561
	3 中学校費	宮川中学校・沼木中学校 統合校整備事業 (平成27年度継続費)	補正前	2,915,114	平成 27 年度	778,979
					平成 28 年度	2,136,135
			補正後	2,905,114	平成 27 年度	778,979
					平成 28 年度	2,126,135

### 第 3 表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額 (千円)
2 総務費	3 戸籍住民基本 台帳費	戸籍住民基本台帳事務一般経費	9,964
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業出資金	52,800
		病院事業出資金	1,341,000
6 農林水産業費	1 農業費	土地改良事業補助金	1,350
		県営事業負担金	63,931
		農道整備事業	20,800
		排水機維持管理経費	1,080
7 商工費	1 商工費	ものづくり推進事業	1,400
8 観光費	1 観光費	観光情報発信事業	6,072
9 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	49,205
	4 港湾海岸費	港湾海岸事業	7,100
	5 都市計画費	街路整備事業	3,900
	6 住宅費	住宅対策事業	7,057
11 教育費	2 小学校費	神社小学校・大湊小学校統合校整備事業	289,967
	3 中学校費	中学校整備事業	59,998
12 災害復旧費	2 公共土木施設災 害復旧費	河川災害復旧事業	3,100

変 更

款	項	事業名	区分	金額(千円)
3 民生費	1 社会福祉費	おひさま児童園整備事業	補正前	29,182
			補正後	35,000
6 農林水産業費	3 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業	補正前	60,000
			補正後	66,000
9 土木費	6 住宅費	住宅等整備事業	補正前	37,973
			補正後	46,592

第 4 表 債務負担行為補正

廃 止

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
業務継続管理推進支援 業務委託	自 平成29年度 至 平成29年度	5,000

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
本庁舎改修に伴う仮事務所 空調機設置経費	自 平成28年度 至 平成30年度	16,200	自 平成28年度 至 平成30年度	14,022
戸籍システム更新業務委託	自 平成28年度 至 平成29年度	83,900	自 平成28年度 至 平成29年度	36,886

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
健 幸 ポ イ ン ト 事 業	自 平成28年度 至 平成30年度	30,240	自 平成28年度 至 平成30年度	23,533
観 光 客 実 態 調 査 業 務 委 託 (平成28年度債務負担行為)	自 平成28年度 至 平成29年度	5,456	自 平成28年度 至 平成29年度	4,029
立 地 適 正 化 計 画 策 定 業 務 委 託	自 平成29年度 至 平成29年度	3,500	自 平成29年度 至 平成29年度	2,495
フ ッ ト ボ ー ル ヴ ィ レ ッ ジ 整 備 事 業	自 平成29年度 至 平成29年度	91,129	自 平成29年度 至 平成29年度	79,060



## 第 5 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業債	20,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り 入れる政府資金 及び地方公共団 体金融機構資金 について、利率 の見直しを行っ た後においては 当該見直し後の 利率)	政府資金・特定資 金、地方公共団体 金融機構資金に ついてはその融 通条件により、銀 行その他の場合 にはその債権者 との協定による ものとする。 ただし、市財政 の都合により据 置期間及び償還 期限を短縮し、 又は繰上償還も しくは低利に借 換えすることが できる。
緊急防災・減災事業債	331,200			

廃 止

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)
土 地 改 良 事 業 債	23,700
河 川 等 整 備 事 業 債	45,900
公 営 住 宅 整 備 事 業 債	49,500

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	5,568,700	4,918,200
臨 時 財 政 対 策 債	1,870,000	1,845,000

## 平成28年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成28年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、199,817千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、15,499,681千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		2,768,006	△151,788	2,616,218
	1 国民健康保険料	2,768,006	△151,788	2,616,218
2 国民健康保険税		447	△27	420
	1 国民健康保険税	447	△27	420
3 国庫支出金		3,133,711	69,363	3,203,074
	1 国庫負担金	2,376,273	42,314	2,418,587
	2 国庫補助金	757,438	27,049	784,487
4 療養給付費等交付金		294,258	120,652	414,910
	1 療養給付費等交付金	294,258	120,652	414,910
5 前期高齢者交付金		3,724,203	3,985	3,728,188
	1 前期高齢者交付金	3,724,203	3,985	3,728,188
6 県支出金		750,383	9,900	760,283
	1 県負担金	114,166	△2,786	111,380
	2 県補助金	636,217	12,686	648,903
7 共同事業交付金		3,510,423	△386,595	3,123,828
	1 共同事業交付金	3,510,423	△386,595	3,123,828
9 繰入金		1,469,974	61,281	1,531,255
	1 他会計繰入金	869,974	61,281	931,255
10 繰越金		27,534	72,522	100,056
	1 繰越金	27,534	72,522	100,056
11 諸収入		20,191	890	21,081
	3 雑入	15,621	890	16,511
歳入合計		15,699,498	△199,817	15,499,681

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		178,111	△7,147	170,964
	1 総務管理費	149,992	△7,055	142,937
	2 賦課徴収費	27,178	△92	27,086
2 保険給付費		9,277,466	263,350	9,540,816
	1 療養諸費	8,163,618	165,000	8,328,618
	2 高額療養費	1,051,100	110,350	1,161,450
	3 移送費	348	0	348
	4 出産育児諸費	50,400	△10,000	40,400
	5 葬祭諸費	12,000	△2,000	10,000
3 後期高齢者支援金等		1,668,407	△4,967	1,663,440
	1 後期高齢者支援金等	1,668,407	△4,967	1,663,440
4 前期高齢者納付金等		837	366	1,203
	1 前期高齢者納付金等	837	366	1,203
6 介護納付金		669,970	△36,205	633,765
	1 介護納付金	669,970	△36,205	633,765
7 共同事業拠出金		3,613,655	△398,322	3,215,333
	1 共同事業拠出金	3,613,655	△398,322	3,215,333
8 保健事業費		195,420	△16,892	178,528
	1 特定健康診査等事業費	174,643	△13,531	161,112
	2 保健事業費	20,777	△3,361	17,416
歳出合計		15,699,498	△199,817	15,499,681

## 平成28年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成28年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、20,312千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,902,148千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,200,086	△20,101	1,179,985
	1 後期高齢者医療保険料	1,200,086	△20,101	1,179,985
2 繰入金		1,679,429	△25,386	1,654,043
	1 一般会計繰入金	1,679,429	△25,386	1,654,043
3 繰越金		10	42,917	42,927
	1 繰越金	10	42,917	42,927
4 諸収入		2,311	22,882	25,193
	1 延滞金、加算金及び過料	1	221	222
	2 雑入	2,310	22,661	24,971
歳入合計		2,881,836	20,312	2,902,148

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		51,783	△1,790	49,993
	1 総務管理費	46,370	△746	45,624
	2 徴収費	5,413	△1,044	4,369
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,826,728	△3,099	2,823,629
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,826,728	△3,099	2,823,629
4 諸支出金		2,320	25,201	27,521
	1 償還金及び還付加算金	2,320	25,201	27,521
歳出合計		2,881,836	20,312	2,902,148

## 平成28年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成28年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、118,219千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,852,993千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		2,610,518	5,668	2,616,186
	1 介護保険料	2,610,518	5,668	2,616,186
2 国庫支出金		3,161,241	△311,657	2,849,584
	1 国庫負担金	2,469,308	△292,797	2,176,511
	2 国庫補助金	691,933	△18,860	673,073
3 支払基金交付金		3,470,831	△151,893	3,318,938
	1 支払基金交付金	3,470,831	△151,893	3,318,938
4 県支出金		1,620,605	162,825	1,783,430
	1 県負担金	1,583,302	164,861	1,748,163
	2 県補助金	37,303	△2,036	35,267
5 財産収入		500	△300	200
	1 財産運用収入	500	△300	200
6 繰入金		2,030,154	△175,589	1,854,565
	1 一般会計繰入金	1,898,813	△44,248	1,854,565
	2 基金繰入金	131,341	△131,341	0
7 繰越金		77,358	350,934	428,292
	1 繰越金	77,358	350,934	428,292
8 諸収入		5	1,793	1,798
	1 延滞金、加算金及び過料	1	769	770
	2 預金利子	1	59	60
	3 雑入	3	965	968
歳入合計		12,971,212	△118,219	12,852,993

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		293,557	△5,804	287,753
	1 総務管理費	146,538	△3,071	143,467
	3 介護認定諸費	131,687	△2,733	128,954
2 保険給付費		12,346,541	△295,791	12,050,750
	1 介護サービス等諸費	12,346,541	△295,791	12,050,750
3 地域支援事業費		196,283	△10,810	185,473
	1 地域支援事業費	196,283	△10,810	185,473
4 基金積立金		500	194,186	194,686
	1 基金積立金	500	194,186	194,686
歳出合計		12,971,212	△118,219	12,852,993

## 第 2 表 債務負担行為補正

変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
第 8 次 老 人 福 祉 計 画 ・ 第 7 期 介 護 保 険 事 業 計 画 策 定 業 務 委 託	自 平成 2 9 年度 至 平成 2 9 年度	4, 266	自 平成 2 9 年度 至 平成 2 9 年度	4, 018



## 平成28年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計 補正予算(第1号)

平成28年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,144千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8,098千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		5,113	1,442	6,555
	1 事業収入	5,113	1,442	6,555
2 県支出金		716	△14	702
	1 県補助金	716	△14	702
3 財産収入		25	△10	15
	1 財産運用収入	25	△10	15
4 繰越金		100	726	826
	1 繰越金	100	726	826
歳入合計		5,954	2,144	8,098

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		2,567	2,144	4,711
	1 総務管理費	2,567	2,144	4,711
歳出合計		5,954	2,144	8,098

## 平成28年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第2号）

平成28年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、76,401千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、679,522千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		469,000	61,000	530,000
	1 事業収入	469,000	61,000	530,000
2 繰越金		134,000	9,302	143,302
	1 繰越金	134,000	9,302	143,302
3 財産収入		111	△41	70
	1 財産運用収入	111	△41	70
4 諸収入		10	6,140	6,150
	1 雑入	10	6,140	6,150
歳入合計		603,121	76,401	679,522

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 観光交通対策事業費		603,096	76,401	679,497
	1 管理費	603,096	76,401	679,497
歳出合計		603,121	76,401	679,522

## 平成28年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第2号）

平成28年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1,192,220千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、619,594千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		386,801	△48,477	338,324
	1 財産運用収入	5,498	225	5,723
	2 財産売払収入	381,303	△48,702	332,601
2 繰入金		1,425,011	△1,155,782	269,229
	1 基金繰入金	1,425,011	△1,155,782	269,229
4 諸収入		1	12,039	12,040
	1 雑入	1	12,039	12,040
歳入合計		1,811,814	△1,192,220	619,594

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 用地取得事業費		1,811,814	△1,192,220	619,594
	1 管理費	382,407	△32,042	350,365
	2 事業費	1,429,407	△1,160,178	269,229
歳出合計		1,811,814	△1,192,220	619,594

平成28年度伊勢市病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成28年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項	目	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間患者数	入院	74,095人	△ 5,224人	68,871人
	外来	126,360人	222人	126,582人
	健診・ドック	13,531人	132人	13,663人
(3) 1日平均患者数	入院	203人	△ 14人	189人
	外来	520人	1人	521人
	健診・ドック	46人	1人	47人
(4) 主要な建設改良事業の概要 ア 新病院建設事業		6,780,220 千円	△ 57,413 千円	6,722,807 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	6,582,402	△ 279,235	6,303,167
第1項	医業収益	5,346,216	△ 482,464	4,863,752
第2項	健診収益	295,894	9,805	305,699
第3項	医業外収益	940,192	193,424	1,133,616

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	6,616,147	△ 280,047	6,336,100
第1項	医業費用	6,267,358	△ 269,956	5,997,402
第2項	健診費用	167,107	△ 5,440	161,667
第3項	医業外費用	180,582	△ 4,651	175,931

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 212,583 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 212,583 千円で補填するものとする。）（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	7,051,144	123,185	7,174,329
第1項	負担金	128,824	4,200	133,024
第2項	企業債	4,863,500	△ 43,000	4,820,500

第3項	寄附金	3,000	167,925	170,925
第4項	出資金	1,587,800	△ 14,400	1,573,400
第5項	基金繰入金	60,280	4,200	64,480
第6項	投資償還金	2,040	4,260	6,300

(単位：千円)

支 出		既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	7,268,158	118,754	7,386,912
第1項	建設改良費	6,966,219	△ 64,109	6,902,110
第4項	基金積立金	63,280	182,863	246,143

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。(単位：千円)

起債の目的	既決限度額	補正限度額	計
新病院建設事業	4,763,500	△ 43,000	4,720,500

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	3,880,881	△ 64,405	3,816,476

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 病院群輪番制病院運営費補助金	4,315	53	4,368
(2) 経営改善のための補助金	350,000	180,000	530,000

(たな卸資産購入限度額)

第8条 予算第11条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計
たな卸資産購入限度額	1,416,098	△ 255,376	1,160,722



平成28年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成28年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成28年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 給 水 戸 数	55,964 戸	242 戸	56,206 戸
(2) 総 給 水 量	16,154 千m <sup>3</sup>	209 千m <sup>3</sup>	16,363 千m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	44,256 m <sup>3</sup>	575 m <sup>3</sup>	44,831 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業の概要 イ 送配水管・施設新設及び更新事業 オ 簡易水道施設新設・更新事業	1,286,617 千円 89,750 千円	△34,352 千円 △65,554 千円	1,252,265 千円 24,196 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 水道事業収益	2,812,243	79,985		2,892,228
第1項 営業収益	2,540,568	58,474		2,599,042
第2項 営業外収益	269,398	19,192		288,590
第3項 簡易水道収益	2,277	△33		2,244
第4項 特別利益	0	2,352		2,352

（単位 千円）

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 水道事業費用	2,446,426	11,908		2,458,334
第1項 営業費用	2,276,668	13,662		2,290,330
第2項 営業外費用	153,055	△1,754		151,301

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,666,368千円」を「1,604,059千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	518,583	△37,597	480,986
第1項	企業債	251,800	△75,900	175,900
第2項	負担金	213,983	38,303	252,286

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	2,184,951	△99,906	2,085,045
第1項	建設改良費	1,863,560	△99,906	1,763,654

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
上水道事業	176,200	175,900
簡易水道事業	75,600	0

(他会計からの補助金)

第6条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
一般会計から補助を受ける金額	27,540	△204	27,336

平成28年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成28年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成28年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 排 水 戸 数	21,994 戸	84 戸	22,078 戸
(2) 総 排 水 量	6,272 千m <sup>3</sup>	18 千m <sup>3</sup>	6,290 千m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 排 水 量	17,184 m <sup>3</sup>	50 m <sup>3</sup>	17,234 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業の概要 ア 汚水管渠敷設事業	2,667,122 千円	56,200 千円	2,723,322 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入		
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	
第1款 下水道事業収益	4,123,169	△220,024	3,903,145	
第1項 営業収益	1,300,533	16,840	1,317,373	
第2項 営業外収益	2,373,308	53,887	2,427,195	
第3項 特別利益	449,328	△290,751	158,577	

（単位 千円）

支		出		
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	
第1款 下水道事業費用	3,958,689	△428,928	3,529,761	
第1項 営業費用	2,684,781	34,165	2,718,946	
第2項 営業外費用	599,187	△24,562	574,625	
第3項 特別損失	664,721	△438,531	226,190	

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,412,183千円」を「1,383,319千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	3,169,887	96,928	3,266,815
第1項	企業債	2,022,000	△66,600	1,955,400
第2項	負担金	275,387	30,428	305,815
第3項	国庫補助金	872,500	133,100	1,005,600

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	4,582,070	68,064	4,650,134
第1項	建設改良費	3,369,124	68,064	3,437,188

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
流域関連公共下水道事業	1,687,500	1,608,200
流域下水道事業	334,500	347,200

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	287,203	7,616	294,819

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
一般会計から補助を受ける金額	579,395	8,578	587,973

伊勢市告示第 25 号

平成 29 年 3 月 27 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 29 年度当初  
予算の要領は、次のとおりです。

平成 29 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 平成29年度 伊勢市一般会計予算

平成29年度 伊勢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,914,576千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用



第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		16,440,000
	1 市民税	7,204,000
	2 固定資産税	6,715,796
	3 軽自動車税	334,000
	4 市たばこ税	767,204
	5 入湯税	23,000
	6 都市計画税	1,396,000
2 地方譲与税		319,001
	1 地方揮発油譲与税	104,000
	2 自動車重量譲与税	215,000
	3 地方道路譲与税	1
3 利子割交付金		12,000
	1 利子割交付金	12,000
4 配当割交付金		78,000
	1 配当割交付金	78,000
5 株式等譲渡所得割交付金		55,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	55,000
6 地方消費税交付金		1,896,000
	1 地方消費税交付金	1,896,000
7 ゴルフ場利用税交付金		15,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	15,000
8 自動車取得税交付金		95,000
	1 自動車取得税交付金	95,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		80,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	80,000
10 地方特例交付金		71,000
	1 地方特例交付金	71,000
11 地方交付税		9,770,000
	1 地方交付税	9,770,000
12 交通安全対策特別交付金		19,000

(単位：千円)

款	項	金額
	1 交通安全対策特別交付金	19,000
13 分担金及び負担金		907,687
	1 負担金	907,687
14 使用料及び手数料		365,386
	1 使用料	307,531
	2 手数料	57,855
15 国庫支出金		6,375,401
	1 国庫負担金	5,199,463
	2 国庫補助金	1,134,735
	3 委託金	41,203
16 県支出金		3,075,729
	1 県負担金	1,935,190
	2 県補助金	939,178
	3 委託金	201,361
17 財産収入		59,525
	1 財産運用収入	57,961
	2 財産売却収入	1,564
18 寄附金		70,002
	1 寄附金	70,002
19 繰入金		3,121,618
	1 基金繰入金	3,121,618
20 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
21 諸収入		2,085,327
	1 延滞金、加算金及び過料	50,000
	2 市預金利子	1,000
	3 貸付金元利収入	11,568
	4 受託事業収入	297
	5 雑入	2,022,462
22 市債		6,953,900
	1 市債	6,953,900
歳入合計		51,914,576

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		361,223
	1 議会費	361,223
2 総務費		6,176,434
	1 総務管理費	5,184,285
	2 徴税費	454,163
	3 戸籍住民基本台帳費	325,290
	4 選挙費	161,979
	5 統計調査費	18,240
	6 監査委員費	32,477
3 民生費		18,443,568
	1 社会福祉費	4,779,282
	2 老人福祉費	4,097,548
	3 児童福祉費	7,260,819
	4 生活保護費	2,216,461
	5 人権政策費	72,276
	6 国民年金事務費	17,182
4 衛生費		5,517,460
	1 保健衛生費	3,792,790
	2 清掃費	1,724,670
5 労働費		59,493
	1 労働諸費	59,493
6 農林水産業費		1,193,993
	1 農業費	1,074,032
	2 林業費	53,388
	3 水産業費	66,573
7 商工費		401,412
	1 商工費	401,412
8 観光費		615,657
	1 観光費	615,657
9 土木費		5,397,434
	1 土木管理費	313,876

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 道路橋梁費	1,247,655
	3 河川費	842,711
	4 港湾海岸費	20,707
	5 都市計画費	2,673,775
	6 住宅費	298,710
10 消防費		2,915,998
	1 消防費	2,915,998
11 教育費		5,265,878
	1 教育総務費	1,010,060
	2 小学校費	673,311
	3 中学校費	1,656,324
	4 幼稚園費	131,292
	5 社会教育費	532,717
	6 保健体育費	1,262,174
12 災害復旧費		36
	1 農林水産業施設災害復旧費	9
	2 公共土木施設災害復旧費	15
	3 文教施設災害復旧費	9
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3
13 公債費		5,515,988
	1 公債費	5,515,988
14 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
15 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		51,914,576

## 第 2 表 継 続 費

款	項	事業名	総額(千円)	年 度	年割額(千円)
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎改修事業	1,788,944	平成 29 年度	796,792
				平成 30 年度	992,152
1 1 教育費	3 中学校費	豊浜中学校・北浜中学校統合校整備事業	3,957,878	平成 29 年度	1,187,365
				平成 30 年度	2,770,513

## 第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
市税等各種帳票及び資料情報等作成業務委託 (平成29年度債務負担行為)	自 平成30年 4月 1日 至 平成35年 3月 31日	461,982千円
本庁舎改修に伴う 庁用備品購入経費	自 平成29年 4月 1日 至 平成31年 3月 31日	189,000千円
住民票交付等窓口業務委託 に係る経費 (平成29年度債務負担行為)	自 平成30年 4月 1日 至 平成33年 3月 31日	162,697千円
コンビニエンスストア 収納代行業務委託 (平成29年度債務負担行為)	自 平成29年 4月 1日 至 平成36年 3月 31日	46,559千円
高齢者福祉システム 導入業務委託	自 平成29年 4月 1日 至 平成31年 3月 31日	8,553千円

事 項	期 間	限 度 額
観光客実態調査業務委託 (平成29年度債務負担行為)	自 平成29年 4月 1日 至 平成31年 3月31日	5,184千円
防災気象情報提供業務委託 (平成29年度債務負担行為)	自 平成29年 4月 1日 至 平成33年 3月31日	6,564千円
緊急連絡メール配信業務委託 (平成29年度債務負担行為)	自 平成29年 4月 1日 至 平成35年 3月31日	10,114千円
豊浜中学校・北浜中学校 統合校整備事業	自 平成29年 4月 1日 至 平成31年 3月31日	260,000千円

## 第 4 表 地 方 債

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
市町村合併 特例事業債	3,964,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公 共団体金融機構資 金について、利率の 見直しを行った後 においては当該見直 しの利率)	政府資金・特定資 金、地方公共団体 金融機構資金につ いてはその融通条 件により、銀行そ 他の場合にはその 債権者との協定に よるものとする。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。
水道事業出資債	25,000			
清掃運搬施設 整備事業債	9,400			
土地改良事業債	16,800			
農道・農業用排水路 整備事業債	49,400			
漁港整備事業債	11,200			
河川等整備事業債	70,500			
街路整備事業債	20,700			
公営住宅整備事業債	43,600			
学校教育施設等 整備事業債	761,900			
緊急防災・減災事業債	80,500			
臨時財政対策債	1,900,000			

## 平成29年度 伊勢市国民健康保険特別会計予算

平成29年度 伊勢市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,555,747千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		2,821,734
	1 国民健康保険料	2,821,734
2 国民健康保険税		349
	1 国民健康保険税	349
3 国庫支出金		3,085,041
	1 国庫負担金	2,316,122
	2 国庫補助金	768,919
4 療養給付費等交付金		261,385
	1 療養給付費等交付金	261,385
5 前期高齢者交付金		4,115,996
	1 前期高齢者交付金	4,115,996
6 県支出金		733,463
	1 県負担金	114,163
	2 県補助金	619,300
7 共同事業交付金		3,212,100
	1 共同事業交付金	3,212,100
8 財産収入		212
	1 財産運用収入	212
9 繰入金		1,305,275
	1 他会計繰入金	905,275
	2 基金繰入金	400,000
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		20,191
	1 延滞金、加算金及び過料	4,560
	2 預金利子	10
	3 雑入	15,621
歳入合計		15,555,747

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		199,555
	1 総務管理費	171,713
	2 賦課徴収費	26,896
	3 運営協議会費	404
2 保険給付費		9,517,181
	1 療養諸費	8,298,450
	2 高額療養費	1,166,100
	3 移送費	311
	4 出産育児諸費	40,320
3 後期高齢者支援金等		1,647,609
	1 後期高齢者支援金等	1,647,609
4 前期高齢者納付金等		5,941
	1 前期高齢者納付金等	5,941
5 老人保健拠出金		37
	1 老人保健拠出金	37
6 介護納付金		635,767
	1 介護納付金	635,767
7 共同事業拠出金		3,306,079
	1 共同事業拠出金	3,306,079
8 保健事業費		193,363
	1 特定健康診査等事業費	172,805
	2 保健事業費	20,558
9 公債費		262
	1 公債費	262
10 諸支出金		9,953
	1 償還金及び還付加算金	9,741
	2 基金積立金	212
11 予備費		40,000
	1 予備費	40,000
歳出合計		15,555,747

## 平成29年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計予算

平成29年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,969,649千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。



第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,222,723
	1 後期高齢者医療保険料	1,222,723
2 繰入金		1,744,605
	1 一般会計繰入金	1,744,605
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		2,311
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	2,310
歳入合計		2,969,649

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		57,254
	1 総務管理費	52,018
	2 徴収費	5,236
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,909,070
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,909,070
3 公債費		5
	1 公債費	5
4 諸支出金		2,320
	1 償還金及び還付加算金	2,320
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		2,969,649

## 平成29年度 伊勢市介護保険特別会計予算

平成29年度 伊勢市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,299,620千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		2,641,938
	1 介護保険料	2,641,938
2 国庫支出金		3,276,082
	1 国庫負担金	2,513,705
	2 国庫補助金	762,377
3 支払基金交付金		3,571,028
	1 支払基金交付金	3,571,028
4 県支出金		1,637,296
	1 県負担金	1,571,066
	2 県補助金	66,230
5 財産収入		500
	1 財産運用収入	500
6 繰入金		2,172,770
	1 一般会計繰入金	1,977,007
	2 基金繰入金	195,763
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		5
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	3
歳入合計		13,299,620

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		316,943
	1 総務管理費	161,924
	2 徴収費	16,554
	3 介護認定諸費	138,465
2 保険給付費		12,568,528
	1 介護サービス等諸費	12,568,528
3 地域支援事業費		407,348
	1 地域支援事業費	407,348
4 基金積立金		500
	1 基金積立金	500
5 公債費		400
	1 公債費	400
6 諸支出金		4,901
	1 償還金及び還付加算金	4,901
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		13,299,620

## 平成29年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成29年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7, 165千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		5,112
	1 事業収入	5,112
2 県支出金		692
	1 県補助金	692
3 財産収入		26
	1 財産運用収入	26
4 繰入金		1,235
	1 基金繰入金	1,235
5 繰越金		100
	1 繰越金	100
歳入合計		7,165

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		3,778
	1 総務管理費	3,778
2 公債費		3,387
	1 公債費	3,387
歳出合計		7,165

## 平成 29 年度 伊勢市観光交通対策特別会計予算

平成 29 年度 伊勢市の観光交通対策特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 501,132 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業収入		496,000
	1 事業収入	496,000
2 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
3 財産収入		122
	1 財産運用収入	122
4 諸収入		10
	1 雑入	10
歳入合計		501,132

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 観光交通対策事業費		501,107
	1 管理費	501,107
2 公債費		25
	1 公債費	25
歳出合計		501,132

## 平成29年度 伊勢市土地取得特別会計予算

平成29年度 伊勢市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,046,850千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。



第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 財産収入		67,354
	1 財産運用収入	5,149
	2 財産売却収入	62,205
2 繰入金		979,494
	1 基金繰入金	979,494
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		1,046,850

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 用地取得事業費		1,046,850
	1 管理費	67,356
	2 事業費	979,494
歳出合計		1,046,850

平成29年度伊勢市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度伊勢市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 病 床 数	322 床
(2) 年 間 患 者 数	入 院 76,650 人
	外 来 127,124 人
	健診・ドック 13,663 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入 院 210 人
	外 来 521 人
	健診・ドック 47 人
(4) 主要な建設改良事業の概要 ア 新病院建設事業	4,197,250 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業収益	6,632,501
第1項 医 業 収 益	5,305,077
第2項 健 診 収 益	318,577
第3項 医 業 外 収 益	1,008,747
第4項 特 別 利 益	100

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 病院事業費用	6,914,629
第1項 医 業 費 用	6,069,251
第2項 健 診 費 用	168,893
第3項 医 業 外 費 用	675,385
第4項 特 別 損 失	100
第5項 予 備 費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 202,672 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 202,672 千円で補填するものとする。)

(単位：千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 収 入	4,496,843
第1項 負 担 金	133,743
第2項 企 業 債	3,049,400
第3項 寄 附 金	13,000
第4項 出 資 金	983,100
第5項 国 庫 補 助 金	251,000
第6項 基 金 繰 入 金	63,000
第7項 投 資 償 還 金	3,600

(単位：千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 支 出	4,699,515
第1項 建 設 改 良 費	4,373,942
第2項 企 業 債 償 還 金	182,973
第3項 投 資	63,000
第4項 基 金 積 立 金	79,600

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新市立伊勢総合病院エネルギー供給施設整備事業	自平成29年度 至平成45年度	890,000
新市立伊勢総合病院医療機器等整備一式	自平成29年度 至平成30年度	3,400,000

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療器械整備事業	100,000	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
新病院建設事業	2,949,400			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 健診費用
- (3) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	職 員 給 与 費			3,862,617
(2)	交 際 費			2,000

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。 (単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	病院群輪番制病院運営費補助金			4,155
(2)	経営改善のための補助金			410,000

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は 1,143,568 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種	類	名	称	数	量
器	械	備	品	ナビゲーションシステム	一 式

平成 29 年度 伊勢市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 29 年度伊勢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 給 水 戸 数	56,206 戸
(2) 総 給 水 量	16,200 千m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	44,383 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 原水施設更新事業	53,460
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	1,060,147
ウ 老朽管更新事業	313,347
エ 加圧施設新設・更新事業	223,520
オ 簡易水道施設新設・更新事業	195,000

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 (単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第 1 款 水 道 事 業 収 益	2,824,220
第 1 項 営 業 収 益	2,550,114
第 2 項 営 業 外 収 益	271,913
第 3 項 簡 易 水 道 収 益	2,193

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第 1 款 水 道 事 業 費 用	2,534,666
第 1 項 営 業 費 用	2,372,437
第 2 項 営 業 外 費 用	146,112
第 3 項 簡 易 水 道 費 用	6,117
第 4 項 予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,697,144千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)  
(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 収 入	488,189
第1項 企 業 債	284,700
第2項 負 担 金	178,489
第3項 出 資 金	25,000

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第1款 資 本 的 支 出	2,185,333
第1項 建 設 改 良 費	1,867,974
第2項 償 還 金	317,359

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
水道事業ビジョンほか策定 業務委託	自 平成29年4月 1日 至 平成31年3月31日	45,360

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業	89,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構 資金については、そ の融通条件により、 銀行その他の場合 には、その債権者 との協定によるもの とする。 ただし、財政の都 合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借 換えすることができる。
簡易水道事業	195,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 簡易水道費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	3 1 8 , 1 9 2

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,675千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、45,000千円と定める。

平成 2 9 年 度 伊 勢 市 下 水 道 事 業 会 計 予 算

(総 則)

第 1 条 平成 2 9 年度伊勢市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 排 水 戸 数	2 3, 1 0 8 戸
(2) 総 排 水 量	6, 5 0 2 千m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 排 水 量	1 7, 8 1 4 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業の概要	(単位 千円)
ア 汚水管渠敷設事業	2, 6 6 6, 7 8 4
イ 汚水管渠更新事業	7 0, 0 0 0
ウ 処理場更新事業	4 5, 0 0 0
エ 雨水管渠敷設事業	4 8, 4 6 4
オ ポンプ場更新事業	6 6, 8 1 9

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益	3, 7 1 8, 3 4 1
第 1 項 営 業 収 益	1, 3 2 2, 4 7 1
第 2 項 営 業 外 収 益	2, 3 9 5, 8 7 0

(単位 千円)

支 出	
款 項	予 定 額
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用	3, 4 4 1, 0 3 9
第 1 項 営 業 費 用	2, 8 5 2, 9 6 7
第 2 項 営 業 外 費 用	5 7 8, 0 7 2
第 3 項 予 備 費	1 0, 0 0 0

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1, 4 2 9, 4 0 4 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)(単位 千円)

収 入	
款 項	予 定 額
第 1 款 資 本 的 収 入	3, 3 0 0, 0 8 5
第 1 項 企 業 債	2, 0 5 1, 6 0 0
第 2 項 負 担 金	2 5 8, 4 8 5
第 3 項 国 庫 補 助 金	9 9 0, 0 0 0



(単位 千円)

支		出
款 項		予 定 額
第 1 款 資 本 的 支 出		4, 7 2 9, 4 8 9
第 1 項	建 設 改 良 費	3, 4 5 4, 6 6 7
第 2 項	企 業 債 償 還 金	1, 2 7 1, 4 7 2
第 3 項	受 益 者 負 担 金 返 還 金	5 5 0
第 4 項	諸 支 出 金	2, 8 0 0

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
平成 2 9 年度水洗便所等改造資金 融資あっせんに伴う利子補給金	自 平成 3 0 年 4 月 1 日 至 平成 3 5 年 3 月 3 1 日	1 4 1
平成 2 9 年度水洗便所等改造資金 助成金	自 平成 2 9 年 4 月 1 日 至 平成 3 1 年 3 月 3 1 日	1, 9 0 0
平成 2 9 年度浄化槽雨水貯留施設 転用補助金	自 平成 2 9 年 4 月 1 日 至 平成 3 1 年 3 月 3 1 日	1 5 0

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域関連公共 下水道事業	1, 4 9 8, 5 0 0	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構資 金については、その融 通条件により、銀行そ 他の場合には、その 債権者との協定によ るものとする。 ただし、財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還若しくは 低利に借換えするこ とができる。
宇治・中村特環 公共下水道事業	1 8, 0 0 0			
流域下水道事業	5 3 5, 1 0 0			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、2, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	271,174

(他会計からの補助金)

第10条 下水道使用料軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、582,830千円である。

伊勢市告示第 26 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
外宮参道線	本町 484 番地先		
	本町 121 番 13 地内		
小俣明野 28-23 号線	小俣町明野 478 番 3 地先		
	小俣町明野 478 番 6 地先		
馬瀬 28-24 号線	馬瀬町 616 番 2 地先		
	馬瀬町 616 番 3 地先		

伊勢市告示第 27 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	外宮参道線	9.9 ～ 86.0	378
市 道	小俣明野 28-23 号線	6.0 ～ 13.0	54
市 道	馬瀬 28-24 号線	4.0 ～ 6.8	75

伊勢市告示第 28 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
外宮参道線	本町 484 番地先 本町 121 番 13 地内	平成 29 年 3 月 31 日
小俣明野 28-23 号線	小俣町明野 478 番 3 地先 小俣町明野 478 番 6 地先	平成 29 年 3 月 31 日
馬瀬 28-24 号線	馬瀬町 616 番 2 地先 馬瀬町 616 番 3 地先	平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市告示第 29 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、平成 29 年度分の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第 2 項の規定により、告示します。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市告示第 30 号

伊勢市人事行政の運営等の状況について

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 216 号) 第 6 条の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 平成28年度 伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成17年伊勢市条例第216号）の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

※なお、国・類似団体等の比較資料が提供されていませんので、現在は空白になっております。資料が提供され次第、掲載いたします。

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（一般会計決算）

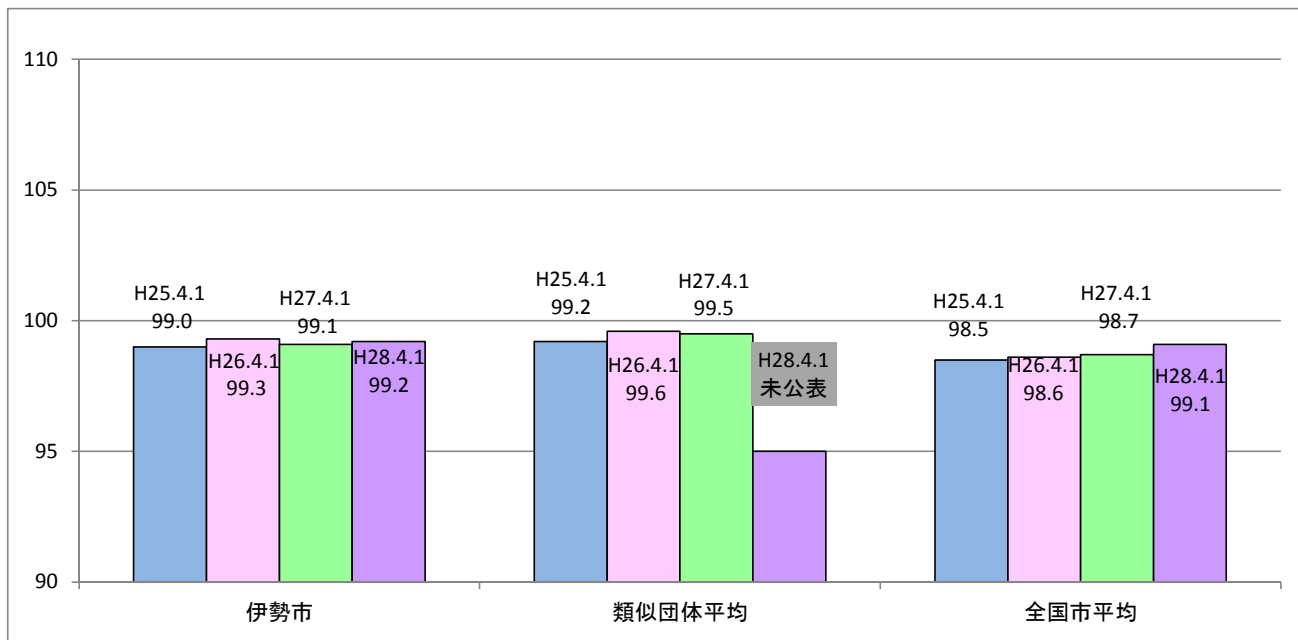
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成26年度人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	129,764	48,917,461	2,046,584	7,720,102	15.8	18.0

#### (2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	946	3,537,867	725,826	1,344,716	5,608,409	5,929	

- (注) 1 職員手当には退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。  
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（平成28年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。  
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。



#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

○ 実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。  
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

## 2 一般行政職給料表の状況(平成28年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
最高号給の給料月額	246,100	303,000	348,800	379,800	391,800	409,000	443,700	467,400

## 3 一般行政職給料表の状況(平成28年4月1日現在)

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	42.2 歳	324,600 円	399,002 円	347,993 円
三重県	43.5 歳	347,163 円	450,412 円	—
国	歳	円	—	円
類似団体	歳	円	円	円

#### ② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	50.6歳	113人	334,900円	364,124円	344,558円
うち用務員	53.3歳	11人	345,900円	364,172円	356,009円
うち清掃職員	50.0歳	47人	336,100円	379,015円	350,631円
うち学校給食調理員	50.7歳	20人	332,700円	346,140円	334,330円
三重県	50.6歳	—	351,193円	409,230円	—
国				—	
類似団体					

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。  
 3 伊勢市・三重県・国・類似団体については、正規職員の人数及び平均データです。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		伊勢市	三重県	国
一般行政職	大学卒	183,300 円	189,200 円	181,200 円
	高校卒	154,300 円	154,900 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	151,500 円	154,900 円	－ 円
消 防 職	大学卒	196,000 円	－ 円	－ 円
	高校卒	166,100 円	－ 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成28年4月1日現在）

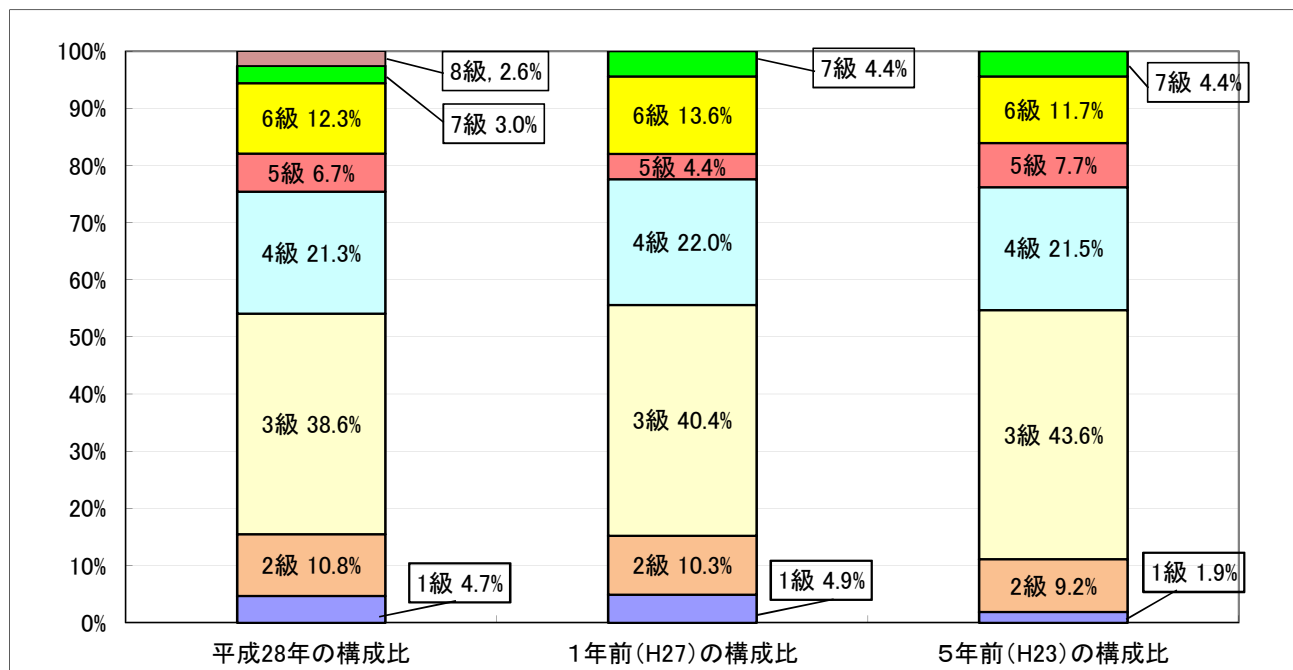
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	252,600 円	294,000 円	343,950 円
	高校卒	224,500 円	268,775 円	305,700 円
技能労務職	高校卒	224,300 円	267,400 円	291,800 円
	中学卒	－ 円	261,900 円	282,900 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	職 員	22 人	4.7 %
2 級	職 員	50 人	10.8 %
3 級	主 事	179 人	38.6 %
4 級	係 長	99 人	21.3 %
5 級	課長補佐	31 人	6.7 %
6 級	課 長	57 人	12.3 %
7 級	次 長	14 人	3.0 %
8 級	部 長	12 人	2.6 %
合 計		464 人	100.0 %

- (注) 1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給は、昇給日前1年間にかかる当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明（意見等）を得て行うこととしています。

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当(一般会計)

伊勢市		三重県		国	
1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,398 千円		1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,656 千円		—	
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 ) 月分 勤勉手当 1.60 月分 ( 0.75 ) 月分		(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 ) 月分 勤勉手当 1.60 月分 ( 0.75 ) 月分		(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 ) 月分 勤勉手当 1.60 月分 ( 0.75 ) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

### (2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

伊勢市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合)		2,950千円			
(定年ほか)		19,338千円			

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については平成27年度の状況を掲載しています。

### (3) 地域手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)		1,829 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		261 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
一級地(東京都特別区)	20 %	1 人	20 %
六級地(三重県津市)	6 %	6 人	6 %

(4) 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)		27,831 千円	
支給職員1人あたり平均支給年額(平成27年度決算)		36,238 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)		36.9 %	
手当の種類(手当数)		9種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	課税・収税・福祉関係・用地交渉担当職員	滞納整理・検税・福祉調査・用地交渉業務	滞納整理・用地交渉 日額400円 その他 日額300円
行旅病人、同死亡人取扱手当	生活支援課職員	身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務	病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円
心身障害児通園施設勤務手当	おおぞら児童園職員	おおぞら児童園で勤務した場合	日額 200円
清掃業務等従事手当	環境課・清掃課職員	廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査	廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円
公害、防疫業務従事手当	環境課・農林水産課職員	公害・汚水検査、消毒業務	公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円
危険業務従事手当	産業支援課職員 維持課職員	・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合	毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円
変則勤務手当	保育所(園)の職員	正規の勤務時間が早番に割り振られた場合	7時30分以前に出務 日額 300円
消防手当	消防職員	救急業務に従事した場合 消防業務に緊急出動した場合	1回につき 300円
		正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00~5:00)	1回につき 400円
		救急救命士が救急業務を行った場合	日額 300円
災害時出動手当	全職員	災害時の招集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容	災害時の招集 日額 1,000円 災害時屋外作業 日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者捜索 日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円

(注) 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	342,455 千円
支給職員1人あたり平均支給年額(27年度決算)	403 千円
支給実績(26年度決算)	329,166 千円
支給職員1人あたり平均支給年額(26年度決算)	386 千円

(6) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000円</li> <li>・配偶者以外の扶養親族1人 6,500円</li> <li>・配偶者のない場合の1人目 11,000円</li> <li>・16～22歳の子、孫に対し 5,000円加算</li> </ul>	同じ		109,512 千円	261,990 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎借家・借間</li> <li>・家賃12,000円以下 支給無し</li> <li>・12,001円～23,000円以下 支給額(家賃-12,000円)</li> <li>・23,001円～55,000円未満 支給額(家賃-23,000円)×1/2+11,000円</li> <li>・55,000円以上 支給額 27,000円</li> </ul>	同じ		39,341 千円	307,352 円
通勤手当	公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額55,000円)	同じ		52,488 千円	69,429 円
	交通用具(自転車等)利用者 2km未満 支給無し 2～3km未満 2,500円 3～4km未満 3,500円 4～5km未満 4,300円 5～6km未満 4,600円 6～7km未満 4,900円 7～8km未満 5,200円 8～10km未満 5,500円 10～15km未満 7,600円 15～20km未満 9,000円 20～25km未満 10,400円 25～30km未満 11,800円 30～35km未満 13,200円 35～40km未満 14,600円 40～45km未満 15,900円 45～50km未満 17,700円 50～55km未満 19,500円 55～60km未満 21,300円 60km以上 23,100円	異なる	交通用具利用者 2km未満…支給無し 2～5km未満…2,000円 5～10km未満…4,200円 10～15km未満…7,100円 15～20km未満…10,000円 20～25km未満…12,900円 25～30km未満…15,800円 30～35km未満…18,700円 35～40km未満…21,600円 40～45km未満…24,400円 45～50km未満…26,200円 50～55km未満…28,000円 55～60km未満…29,800円 60km以上…31,600円		
休日給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日に勤務が割り振られたとき(消防職員のみ)</li> <li>・時間外勤務単価×135/100</li> </ul>	同じ		60,784 千円	490,194 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・22:00～5:00の間に勤務が割り振られたとき</li> <li>・時間外勤務単価×25/100</li> </ul>	同じ		28,500 千円	191,275 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長 月額 69,000円</li> <li>・次長・参事 月額 55,000円</li> <li>・課長 月額 49,000円</li> <li>・副参事 月額 40,000円</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給料月額に対する支給割合</li> <li>7級(伊勢部長級)</li> <li>・2種 88,500円</li> <li>・3種 77,400円</li> <li>・4種 66,400円</li> <li>6級(伊勢課長級)</li> <li>・3種 72,700円</li> <li>・4種 62,300円</li> <li>・5種 51,900円</li> </ul>	57,068 千円	600,716 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>(管理職員が休祝日に勤務を命ぜられたとき)</li> <li>・課長職1回 7,000円</li> <li>・部長職1回 8,500円</li> <li>(管理職員が休祝日以外の日の深夜に災害等により勤務を命ぜられたとき)</li> <li>・課長職1回 3,500円</li> <li>・部長職1回 4,300円</li> <li>(6時間超の場合は150/100を乗じる)</li> </ul>	異なる	(休祝日) ・1種 12,000円 ・2種 10,000円 ・3種 8,500円 ・4種 7,000円 ・5種 6,000円 (休祝日以外の日) ・1種 6,000円 ・2種 5,000円 ・3種 4,300円 ・4種 3,500円 ・5種 3,000円 (6時間を超えた場合は150/100を乗じる)	6,018 千円	55,722 円

## 6 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等			
給料	市 長	1,006,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副 市 長	780,000 円	円/		円
	教 育 長	678,000 円	円/		円
報酬	議 長	564,000 円	円/		円
	副 議 長	506,000 円	円/		円
	議 員	448,000 円	円/		円
期末手当	市 長	(平成27年度支給割合)	4.2 月分	・役職加算 20%	
	副 市 長		4.2 月分	・役職加算 20%	
	教 育 長		4.2 月分	・役職加算 20%	
	議 長	(平成27年度支給割合)	3.15 月分	・役職加算 20%	
	副 議 長		3.15 月分	・役職加算 20%	
	議 員		3.15 月分	・役職加算 20%	
退職手当	市 長	(算定方式)	(支給時期)		
	副 市 長	450/100×在職年数×給料月額	任期毎		
	教 育 長	280/100×在職年数×給料月額	任期毎		
		200/100×在職年数×給料月額	任期毎		

## 7 職員数の状況

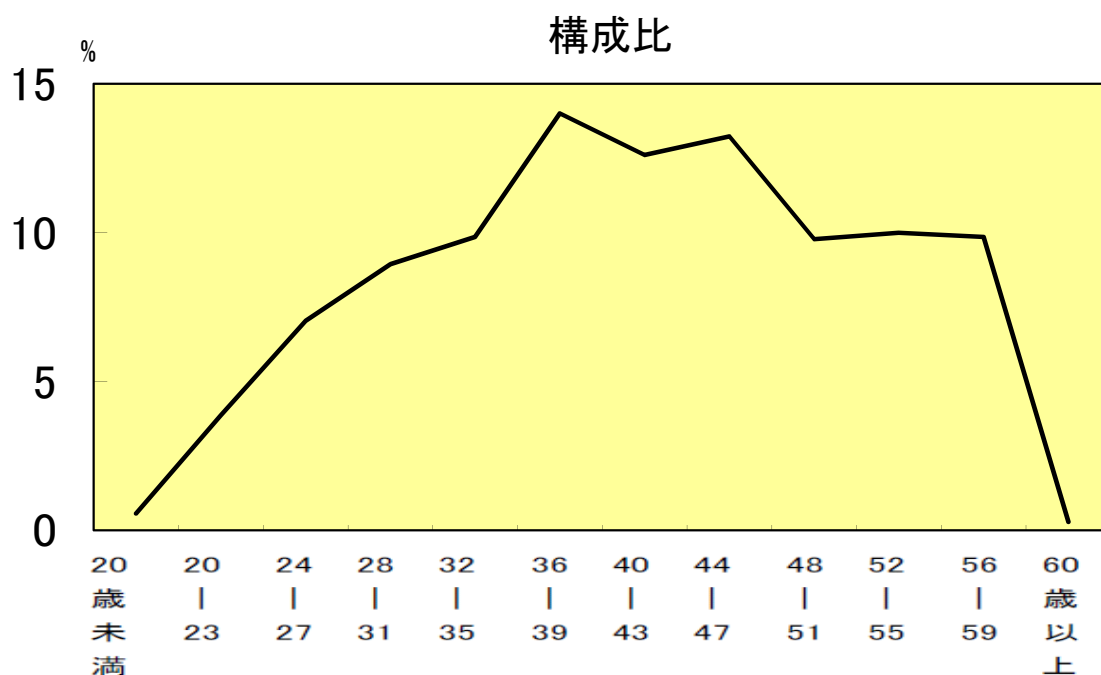
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成28年	平成27年		
一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	
	総 務	163	155	8	
	税 務	46	47	▲ 1	
	民 生	204	199	5	・サミット関連事業・福祉業務・商工業務の増による増
	衛 生	90	95	▲ 5	・業務の見直し、効率化、退職者の補充抑制、組織の見直しなどによる減
	労 働	2	2	0	
	農林水産	23	24	▲ 1	
	商 工 土 木	32 84	30 84	2 0	
	小 計	651	643	8	
特 別 行 部 政 門	教 育	103	107	▲ 4	・業務の見直し、効率化、退職者の補充抑制などによる減
	消 防	200	196	4	・消防体制強化による増
	小 計	303	303	0	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	357	357	0	
	水 道	37	35	2	・水道業務増による増
	下 水 道	32	35	▲ 3	・業務見直し、効率化などによる減
	そ の 他	41	42	▲ 1	
	小 計	467	469	▲ 2	
合 計		1,421	1,415	6	

(注) 1 職員数には、伊勢広域環境組合派遣職員の人数は含まれていません。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	8人	55人	100人	127人	140人	199人	179人	188人	139人	142人	140人	4人	1,421人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		676	657	640	641	643	651	▲ 25 (▲ 3.7%)
教育		138	131	123	119	107	103	▲ 35 (▲ 25.4%)
消防		189	189	189	189	196	200	11 (5.8%)
普通会計		1,003	977	952	949	946	954	▲ 49 (▲ 4.9%)
公営企業等会計		439	434	438	448	469	467	28 (6.4%)
総合計		1,442	1,411	1,390	1,397	1,415	1,421	▲ 21 (▲ 1.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
27年度	2,224,138	488,883	243,513	10.9	11.2

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費60,280千円は含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
27年度	38人	149,874	22,088	57,987	229,949	6,051

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円

(注) 1 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	46.10 歳	342,788 円	525,267 円
団体平均	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(水道事業)		伊 勢 市(一般会計)	
1人当たり平均支給額(平成27年度)		1人当たり平均支給額(平成27年度)	
1,526 千円		1,398千円	
(平成27年度支給割合)		(平成27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
計 2.6(1.45) 月分	1.6(0.75) 月分	計 2.6(1.45) 月分	1.6(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%		・役職加算 5~15%	

(注) 1 ( ) 内については、再任用職員（再任用短時間勤務職員を含む）の標準的な支給割合を記載しています。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

#### イ 退職手当（平成28年4月1日現在）

伊 勢 市(水道事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			(定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合)		退職者なし	1人当たり平均支給額 (自己都合)		2,950千円
(勸奨・定年)		19,694千円	(勸奨・定年)		19,338千円

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については平成27年度の状況を掲載しています。



ウ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績(27年度決算)		1,035 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		27,241 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		68.4 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の配管・修繕工事	日額 300円
		深所・傾斜地・高所の業務	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
変則勤務手当	同上	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当した場合	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、処分に従事した場合	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	8,802 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	251 千円
支給実績(26年度決算)	9,388 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	276 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			5,616 千円	215,981 円
住居手当	一般会計に同じ			1,426 千円	356,400 円
通勤手当	一般会計に同じ			32,238 千円	1,039,939 円
管理職手当	一般会計に同じ			1,914 千円	637,930 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			72 千円	23,833 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 26年度の総費用に 占める職員給与費比率
	A		B	B/A	
	千円	千円	千円	%	%
27年度	3,239,973	131,110	188,238	5.8	7.2

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費 102,058千円は含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
		千円	千円	千円	千円	千円	
27年度	33人	120,090	19,444	46,991	186,525	5,652	

(注) 1 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市	40.11 歳	324,564 円	491,356 円
団体平均	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(下水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(平成27年度)				1人当たり平均支給額(平成27年度)			
1,424千円				1,398千円			
(平成27年度支給割合)				(平成27年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
計	2.60 月分	1.60 月分		計	2.60 月分	1.60 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当 (平成28年4月1日現在)

伊 勢 市(下水道事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			(定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	(自己都合)	2,973千円	1人当たり平均支給額	(自己都合)	2,950千円
	(勸奨・定年)	退職者なし		(勸奨・定年)	19,338千円

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については平成27年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績(27年度決算)		23 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		3,214 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		21.2 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	下水道職員	庁外において、滞納整理事務に直接従事したとき	日額 400円
		事業の用に供する土地若しくは建築物の取得等若しくはこれらに伴う物件の移転又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る当該土地若しくは建築物の所有者等又は被補償者等との交渉事務に従事したとき	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集若しくは運搬、溝渠の清掃又は汚土の運搬若しくは処分の作業に従事したとき	日額 500円
		下水道法の規定による立入検査に従事したとき	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	6,767 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	233 千円
支給実績(26年度決算)	8,619 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	287 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ	/	/	5,830 千円	242,896 円
住居手当	一般会計に同じ	/	/	1,503 千円	214,714 円
通勤手当	一般会計に同じ	/	/	2,794 千円	96,333 円
管理職手当	一般会計に同じ	/	/	2,493 千円	623,243 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ	/	/	33 千円	8,250 円

### (3) 病院事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
27年度	6,181,213	211,698	3,688,415	59.7	43.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費32,352千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	355人	1,362,727	650,404	538,830	2,551,961	7,189

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円

(注) 1 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含まない。

2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額	
伊勢市 (病院事業)	医師	43.0 歳	543,408 円	1,446,468 円
	看護師	41.4 歳	309,739 円	472,011 円
	事務職	39.5 歳	316,542 円	489,277 円
事業者	68.0 歳		2,150,052 円	

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(病院事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(平成27年度)				1人当たり平均支給額(平成27年度)			
1,522千円				1,398千円			
(平成27年度支給割合)				(平成27年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60	月分	1.60	月分	2.60	月分	1.60	月分
計	(1.45) 月分	(0.75)	月分	計	(1.45) 月分	(0.75)	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~15%				・役職加算 5~15%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から経営推進部管理職員等を対象に勤務評価を実施し、手当に反映している。

##### イ 退職手当 (平成28年4月1日現在)

伊 勢 市(病院事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			(定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合)		885千円	1人当たり平均支給額 (自己都合)		2,950千円
(応募認定・定年)		17,891千円	(応募認定・定年)		19,338千円

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については平成27年度の状況を掲載しています。

ウ 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給実績(平成27年度決算)		41,636 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		905,125 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師	16 %	46 人	0 %

エ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績(27年度決算)		345,194 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		966,930 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		15種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師確保手当	医師及び歯科医師	医師及び歯科医師	月額 200,000円
医師診療手当	医師及び歯科医師	副院長	月額 140,000円
		理事、医療部長、健診センター長及び医療技術部長 科部長及び科副部長 医長及び医員	月額 130,000円 月額 120,000円 月額 70,000円
医師研究手当	医師及び歯科医師	医学の調査及び研究に従事する医師及び歯科医師	月額 180,000円
医療業務手当	薬剤師	調剤等業務に従事した場合	日額 500円
	臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、看護師及び准看護師	臨床検査、臨床工学、視能訓練、手術、人工透析業務に従事した場合	日額 400円
	助産師	助産師業務に従事した場合	日額 400円
	一般事務員、医療相談員、診療情報管理士、一般技術員、栄養士、看護補助者及び調理師	病院業務に従事した場合	月額 3,000円
放射線取扱手当	医師、診療放射線技師、その他放射線業務に従事する職員	放射線照射業務に従事した場合	日額 400円
分娩業務手当	助産師	分娩業務に従事した場合	分娩1件につき 400円
解剖業務手当	医師及び臨床検査技師	死体の解剖業務に従事した場合	死体1体につき 3,000円
死体処理手当	看護師、准看護師及び看護補助者	死体の清拭等業務に従事した場合	死体1体につき 500円
解剖死体搬送手当	死体の搬送に従事した職員	死体の搬送に従事した場合	搬送1回につき 1,500円
夜間看護手当	助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合 (午後10時から翌日午前5時)	深夜の勤務時間が2時間未満 勤務1回 2,200円 深夜の勤務時間が2時間以上 勤務1回 3,300円
待機手当	医師及び歯科医師	救急患者等に対処するため、自宅等で待機した場合	待機1回につき、1,200円。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める待機1回につき10,000円 (1) 当該月に当番日(休日及び夜間において入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、地域内の病院群が共同連帯して輪番制方式により行う事業の実施日をいう。以下同じ。)の宿日直勤務が無い場合であって、当番日に1月当たり3回以上待機したとき 3回目以降の当番日の待機 (2) 当該月に当番日の宿日直勤務が1回の場合であって、当番日に1月当たり2回以上待機したとき 2回目以降の当番日の待機 (3) 当該月の当番日の宿日直勤務が2回以上の場合であって、当番日に待機したとき 当番日の待機
	一般事務員、医療相談員、診療情報管理士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、助産師、看護師及び准看護師		待機1回につき 1,200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	健診センター職員	土曜日に人間ドック業務に従事した場合	日額 300円
	看護部の職員	早番又は遅番勤務に従事した場合	
	栄養管理室に勤務する職員	早番勤務に従事した場合	
救急診療手当	医師	当直中に救急患者の診療に従事した場合	患者1人につき 3,000円
危険業務従事手当	職員	職員が身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
管理職緊急業務手当	管理職である医師	正規の勤務時間外に救急医療等の業務に従事した場合	1時間以上の勤務1回につき 10,000円 6時間を超える勤務1回につき 15,000円

#### オ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	132,707 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	398 千円
支給実績(26年度決算)	132,388 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	412 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

#### カ その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			32,099 千円	229,278 円
住居手当	一般会計に同じ			24,829 千円	314,287 円
通勤手当	一般会計に同じ			24,216 千円	81,810 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>副院長 146,400円</li> <li>医師部長級 90,000円</li> <li>その他管理職員 一般会計に同じ</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>給料月額に対する支給割合</li> <li>医療職俸給表(一) 5級(伊勢副院長、医師部長級) <ul style="list-style-type: none"> <li>1種 146,400円</li> </ul> </li> <li>行政職俸給表(一) 8級(伊勢市部長級) <ul style="list-style-type: none"> <li>1種 116,800円</li> <li>2種 94,000円</li> <li>3種 82,200円</li> </ul> </li> <li>行政職俸給表(一) 7級(伊勢市次長級) <ul style="list-style-type: none"> <li>2種 88,500円</li> <li>3種 77,400円</li> <li>4種 66,400円</li> </ul> </li> <li>行政職俸給表(一) 6級(伊勢市課長級) <ul style="list-style-type: none"> <li>3種 72,700円</li> <li>4種 62,300円</li> <li>5種 51,900円</li> </ul> </li> </ul>	19,668 千円	855,097 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師 1回 10,000円</li> <li>その他管理職員 一般会計に同じ</li> </ul>	同じ		811 千円	36,832 円
夜間勤務手当	一般会計に同じ			24,216 千円	167,005 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師 1回 平日20,000円 休日25,000円</li> <li>月3回以上30,000円</li> <li>初期研修医 1回 20,000円</li> <li>その他職員 1回 5,900円</li> </ul>	異なる	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師 1回 20,000円</li> <li>その他病院職員 1回 5,900円</li> </ul>	19,005 千円	283,656 円

## 9 職員の人事評価の状況

### (1) 職員の人事評価の実施状況

職員の能力・資質、業績、勤務態度等を把握して勤務評定を行い、昇任、配置転換等の人事管理を実施しています。

## 10 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

### (2) 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇：1年（暦年）あたり20日間与えられます。使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病欠休暇：病気療養に必要な期間（90日以内）について有給で与えられます。
- ③特別休暇：特定の事由がある場合に有給で与えられます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇：家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）について無給で与えられます。

## 11 休業の状況

### (1) 育児休業の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	育児休業	部分休業
市長部局など	34	19
教 育	1	0
合 計	35	19

## 12 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況（平成27年度）

区 分	免 職	降 任	休 職	合 計
市長部局など	0	0	9	9
教 育	0	0	0	0
合 計	0	0	9	9

分限処分は、疾病等のため、職員がその職責を十分に果たすことが出来ない場合に、公務能率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。分限処分の種類には、免職、降任及び休職の3種類があります。

### (2) 懲戒処分の状況（平成27年度）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
市長部局など	0	0	1	0	1
教 育	0	0	0	0	0
合 計	0	0	1	0	1

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置をいいます。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

### 13 職員のサービスの状況

サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければいけません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

### 14 退職管理の状況

#### (1) 退職管理の概要

平成28年4月1日の改正地方公務員法等の施行により、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけが禁止されるなど、退職管理の適正化が図られることとなり、伊勢市においても退職管理の適正化を確保を図っています。

### 15 職員の研修の状況

#### (1) 研修実施状況（平成27年度）

##### ①市実施研修状況

研 修 名	受講者数	実施日数 (カレッジは回数)
部長級研修	24	1
課長級研修①	80	1
課長級研修②	78	1
課長級研修③	74	1
保育所長研修	15	1
保育士研修（主任～一般）	78	1
課長補佐～主事級研修	330	1
一般・主事級研修	188	1
平成23年度新規採用職員研修 （消防体験研修）	5	5
平成26年度新規採用職員研修 （コミュニケーション研修）	16	1
新規採用職員研修（採用時研修）	30	5
新規採用職員研修（公務員倫理）	21	1
新規採用職員研修（総合案内研修）	21	1
新規採用職員研修（ごみ資源収集体験研修）	23	1
新規採用職員研修（道路維持パトロール研修）	21	1
新規採用職員研修（福祉施設体験研修）	23	1
目からうろこ研修①	184	1
目からうろこ研修②	111	1
庶務事務研修	128	1
人事評価者研修	328	1
技能労務職研修	122	1
セクシュアル・ハラスメント防止研修	147	1
政策立案研修	49	1
人材育成カレッジ	1,192	45
計	3,288	



## ②派遣研修

派遣先	派遣人数
市町総合事務組合	76
自治大学校	1
市町村アカデミー	3
国際文化アカデミー	4
日本経営協会 (NOMA)	17
三重県地方自治研究センター	20
その他研修	20
合計	141

## 16 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 健康に関すること

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、健康診断等の安全衛生事業を実施しています。

地方公務員法第42条に定められる厚生制度を実施するため、職員の福利厚生として健康増進に対して助成しています。

補助対象事業	事業の内容	補助金 (平成27年度決算)
健康増進福利厚生経費	職員の健康不安を取り、安心して職務に取り組む環境をつくるため、人間ドック及び脳ドック等にかかる経費の一部を助成しています。	6,238千円

### (2) その他の福利厚生

公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重縣市町村職員共済組合がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

## 17 公平委員会の報告

### 公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て）

- ①職員は給与等勤務条件に関して当局が適当な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。
- ②職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

公平委員会の業務の状況（平成27年度実績）

業務の種別	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

伊勢市告示第 31 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のおり伊勢市ふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）第 21 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

平成 29 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定代理納付者の指定を受けた者

所在地	名称
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号	ヤフー株式会社

2 指定代理納付者に代理納付させる期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第5号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成29年3月22日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

記

- 1 日時 平成29年3月24日（金）午後7時00分
- 2 場所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
  - 議案第12号 平成29年度幼稚園・小中学校教育方針について
  - 議案第13号 伊勢市立図書館協議会委員の任命について
  - 議案第14号 伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画について
  - 議案第15号 第2期伊勢市教育振興基本計画について
  - 議案第16号 第2期伊勢市スポーツ推進計画について
  - 議案第17号 伊勢市教育委員会公印規則の一部改正について
  - 議案第18号 伊勢市教育委員会事務委任規則の一部改正について
  - 議案第19号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について
  - 議案第20号 伊勢市二見生涯学習センター管理規則の一部改正について
  - 議案第21号 伊勢市御菌B&G海洋センター条例施行規則の一部改正について
  - 議案第22号 伊勢市やすらぎ公園プール条例施行規則の一部改正について

- 議案第 23 号 伊勢市立小中学校共同実施組織規程の一部改正について
- 議案第 24 号 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
- 議案第 25 号 伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部改正について
- 議案第 26 号 伊勢市教育委員会文書管理規程の一部改正について